

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 2 月 17 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500478号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500236号

第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年6月9日から同年12月15日まで
② 昭和55年4月14日から同年11月3日まで
③ 昭和56年5月7日から同年12月12日まで
④ 昭和59年4月23日から同年11月29日まで

それぞれの請求期間において、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があり、当時の同僚については、社会保険加入の事実があるため、調査の上、給付に結びつく記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された離職証明書、労働局から提出された雇用保険の記録及びA社から提出された労働者就労実績簿により、請求者は、請求期間①から④までにおいて同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の総務課長は、請求期間①から④当時、請求者は季節労働者として勤務しており、季節労働者については厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答をしている。

また、請求者が、請求者と同様の雇用形態であったと記憶する者についても、請求期間①から④までにA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、請求期間①から④までに係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、請求者の氏名は見当たらない上、整理番号も連番で欠番も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。